

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備について、以下のように対応いたします。

- ・医師がオンライン資格を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

広島県厚生農業協同組合連合会

吉田総合病院 病院長